

奈良県告示第百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十八年六月十三日現在の地番による。）
香芝市上中一三四番一
- 二 申請者氏名 リアルクラフト株式会社 代表取締役 久米祥介
- 三 申請者住所 香芝市穴虫八二番地の五
- 四 道路の幅員 四・五〇メートル
- 五 道路の延長 二五・〇五メートル
- 六 指定年月日 平成二十八年六月十六日
- 七 指定番号 高土第二七〇七号